

【厚生関係】

1 健康福祉局

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-----------|-----|-------------|--|--------------|-------------------------------------|----------|-------------------------|
| 1 高齢者公共交通機関利用助成 【高齢福祉課】 | 1 見直しの方向 本事業については、「高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつける」という事業本来の目的を維持しながら、手段・手法をより効果的なものとし、支援を充実させるという観点に立って、見直しを行うことにはどうか。 2 事務・事業の概要 高齢者の公共交通機関の利用に要する費用の一部を助成している。 (平成5年度事業開始) 対象者：9月1日現在、広島市に住所を有する満70歳以上の高齢者 (所得制限あり。平成28年度助成決定者約14万人) 【助成(利用券交付等)の内容(主なもの)】 <table border="1" data-bbox="515 745 1441 958"><thead><tr><th data-bbox="515 745 847 786">区 分 (選 択)</th><th data-bbox="847 745 1441 786">内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="515 786 847 869">パスピーを利用した助成</td><td data-bbox="847 786 1441 869">6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。</td></tr><tr><td data-bbox="515 869 847 909">JR(鉄道)回数券引換券</td><td data-bbox="847 869 1441 909">1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)</td></tr><tr><td data-bbox="515 909 847 958">タクシーチケット</td><td data-bbox="847 909 1441 958">500円券×12枚=6,000円(助成上限額)</td></tr></tbody></table> 3 見直しの理由 (1) 本事業は、「高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるうえでのきっかけづくりとして、高齢者の公共交通機関の利用に要する費用の一部を助成し、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進する」ことを目的として開始した。しかしながら、対象者に公共交通機関の利用券等を一律に支給するという方法を採用したため、事業目的に沿った行動のために利用されているかどうか検証することが困難な状態で制度運用されており、より効果的に事業実施できるよう見直す必要がある。 (2) こうした中、市内においては、高齢者の社会参加への意欲と具体的な行動が結びついている地域活動の場、例えば、地域で活動するボランティアグループ(平成27年度で約300)や住民が運営する地域の交流サロン(平成27年度で約1,000)などが相当数存在し、高齢者が希望すれば地域で参加可能な状況となってきた。 (3) そこで、高齢者の社会参加活動の実績に即して支援する仕組みを導入し、手段・手法をより効果的なものにより、事業本来の目的を維持しながら高齢者の社会参加をよりの確かつ効果的に促すとともに充実した支援制度へと移行を図るものである。 4 見直し内容(案) (1) 高齢者の社会参加をよりの確かつ効果的に促すとともに支援を充実させるという観点に立って、活動実績に即したポイント制補助を導入し、助成の年額上限を1万円に設定する。 | 区 分 (選 択) | 内 容 | パスピーを利用した助成 | 6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。 | JR(鉄道)回数券引換券 | 1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額) | タクシーチケット | 500円券×12枚=6,000円(助成上限額) |
| 区 分 (選 択) | 内 容 | | | | | | | | |
| パスピーを利用した助成 | 6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。 | | | | | | | | |
| JR(鉄道)回数券引換券 | 1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額) | | | | | | | | |
| タクシーチケット | 500円券×12枚=6,000円(助成上限額) | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 |
|-----|---|
| | <p>① ポイントの対象となる活動 現時点で考えられるものは以下のとおりである。</p> <p>(ア) 地域で支援を必要とする方の支え手になること。 高齢者が地域での支え手として、ボランティア活動等を行った場合</p> <p>(イ) 介護予防や健康づくりに取り組むこと。 高齢者が地域で行われる介護予防や健康づくりに資する活動に参加した場合</p> <p>② ポイント制の運用方法 それぞれの活動により得られるポイントは、活動がもたらす社会的な効果を勘案したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動等への参加は、1回につき4ポイント ・ 地域での介護予防や健康づくりに資する活動への参加は、1回につき1ポイント <p>1ポイントは100円に金額換算する。 市はポイントの獲得数に応じて、本人口座に助成金を振り込む。</p> <p>③ 助成額 年額上限1万円（100ポイント）</p> <p>④ 対象者 市内に住所を有する70歳以上の高齢者を対象とし、所得制限は設けない。</p> <p>(2) 平成29年度～平成30年度の2年間は、高齢者に新しい支援制度に順応いただくための移行期間とする。その間は現行の交通費助成制度は一定額を維持（年額上限6千円→3千円）しつつ、ポイント制補助の年額上限を7千円とし、総額で年額上限1万円となるよう調整する。</p> <p>5 平成28年度当初予算額 6億3,198万6千円</p> <p>6 見直し効果 新たなポイント制補助は、高齢者の社会参加に関してより直接的な奨励効果が期待でき、高齢者自身の生きがいづくり、健康増進、介護予防及び地域での支え合い活動の促進に加え、介護給付費や医療費の一層の適正化につながる。</p> |